

地域生活支援拠点等事業所一覧（令和6年1月時点）

別添1

事業所番号	事業所名	事業種別	機能			
			相談	緊急時の 受入れ対応	体験の 機会・場	専門的 人材の 確保・養成
1610101923	第2けやきホーム	短期入所		○		
1610100701	JOBにながわ	就労継続支援B型			○	
1610100693	JOB下赤江	就労継続支援B型			○	
1610100727	JOB相生	就労継続支援B型			○	
1610102855	JOBふたくち	就労継続支援B型			○	
1630100160	相談支援事業所けやき	特定相談支援	○			
1618000010	独立行政法人国立病院機構富山病院	短期入所		○		
1610100859	れいんぼーめぐり	就労継続支援B型			○	
1630100442	ゆくる	特定・一般相談支援	○	○		○
1670160116	ゆくる	障害児相談支援	○	○		○
1610102905	かたれす	自立生活援助	○	○	○	○
1630100384	かたれす	特定・一般相談支援	○	○	○	○
1670160041	かたれす	障害児相談支援	○	○	○	○

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）の概要

(令和4年12月10日成立、同月16日公布)

改正の趣旨

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実【障害者総合支援法、精神保健福祉法】

- ① 共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。
- ② 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。
- ③ 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。

2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】

- ① 就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。
- ② 雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする。
- ③ 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。

3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備【精神保健福祉法】

- ① 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合に、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。
- ② 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を採る理由を追加する。
- ③ 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。

4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化【難病法、児童福祉法】

- ① 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。
- ② 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。

5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備【障害者総合支援法、児童福祉法、難病法】

障害DB、難病DB及び小児慢DBについて、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。

6. その他【障害者総合支援法、児童福祉法】

- ① 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。
- ② 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。

このほか、障害者総合支援法の平成30年改正の際に手当する必要があった同法附則第18条第2項の規定等について所定の規定の整備を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、2①及び5の一部は公布後3年以内の政令で定める日、3②の一部、5の一部及び6②は令和5年4月1日、4①及び②の一部は令和5年10月1日）

1-② 地域の障害者・精神保健に関する課題を抱える者の支援体制の整備

1-③

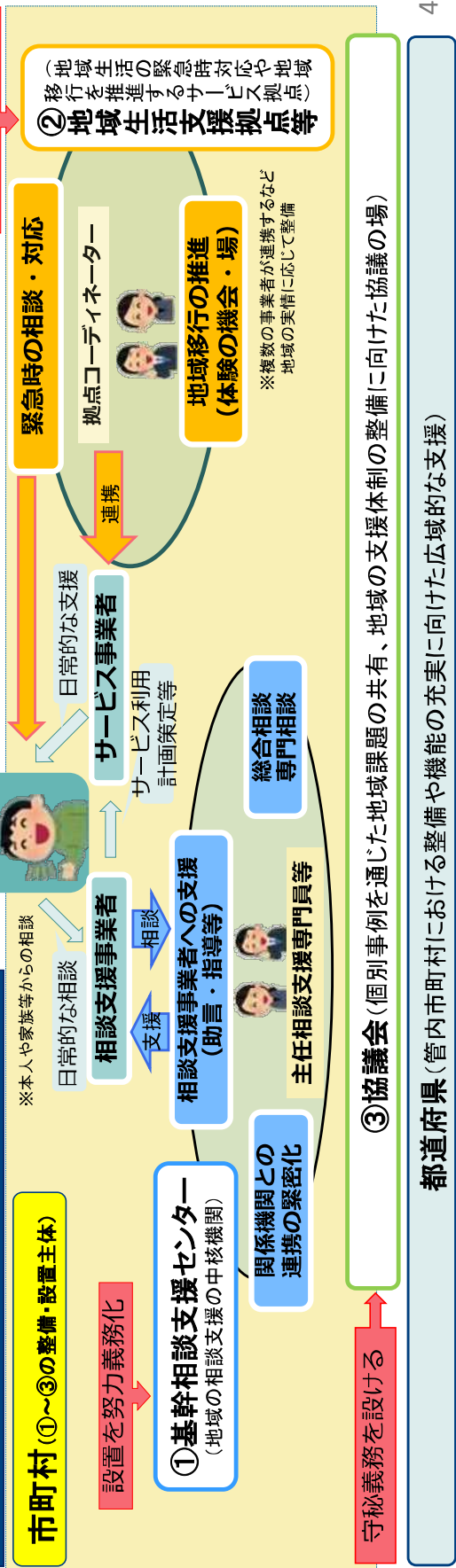
現状・課題

- 基幹相談支援センターは、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設として、平成24年から法律で位置づけられたが、設置市町村は半数程度にとどまっている。
- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を平成27年から推進してきたが、約5割の市町村での整備に留まっている。 ※令和3年4月時点整備状況(全1741市町村) 地域生活支援拠点等:921市町村(53%)、基幹相談支援センター:873市町村(50%)
- 市町村では、精神保健に関する課題が、子育て、介護、困窮者支援等、分野を超えて顕在化している状況。また、精神保健に関する課題は、複雑多様化しており、対応に困難を抱えている事例もある。 ※自殺、ひきこもり、虐待等

見直し内容

- 基幹相談支援センターについて、地域の相談支援の中核的機関としての役割・機能の強化を図るとともに、**その設置に関する市町村の努力義務等を設ける。**
- 地域生活支援拠点等を障害者総合支援法に位置付けるとともに、**その整備に関する市町村の努力義務等を設ける**
- 地域の協議会で障害者の個々の事例について情報共有することを障害者総合支援法上明記するとともに、**協議会の参加者に対する守秘義務及び関係機関による協議会への情報提供に関する努力義務を設ける。**
- 市町村等が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者(※)も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。また、精神保健福祉士の業務として、精神保健に課題を抱える者等に対する精神保健に関する相談援助を追加する。 ※ 具体的には厚生労働省令で定める予定。

本人・家族等の支援に向けた体制整備のイメージ



障害福祉サービス等報酬改定について

12月20日の予算大臣折衝を踏まえ、令和6年度の障害福祉サービス等報酬改定は、以下のとおりとなった。

改定率

+1.12%

なお、改定率の外枠で処遇改善加算の一本化の効果等があり、それを合わせれば改定率+1.5%を上回る水準となる。

【参考】

1 令和6年度介護報酬改定率

改定率 +1.59%

2 過去の障害福祉サービス等報酬改定率

令和3年度 改定率 +0.56%

平成30年度 改定率 +0.47%

平成27年度 改定率 ±0

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性について（概要）

障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおけるこれまでの議論を踏まえ、以下の主要事項に沿って、基本的な方向性を取りまとめた。障害福祉分野における賃上げをはじめとする人材確保への対応は喫緊かつ重要な課題であり、物価高騰・賃金上昇、経営の状況、経営の状況、支え手が減少する中での人材確保の必要性等を踏まえ、利用者が必要なサービスを受けられるよう、必要な処遇改善の水準の検討を含め、必要な対応を行うことが重要な課題である。

I 障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり

1. 障害者が希望する地域生活を実現・継続するための支援の充実

- ・ 障害者支援施設のすべての入所者に対して、地域移行の意向を確認。グループホームの見学、地域活動への参加等を評価
- ・ 施設から地域移行した者がいる場合に加算で評価
- ・ 地域生活支援拠点等の機能を図るため、障害者の緊急時の受入れや地域移行の推進に取り組む相談支援事業者を評価
- ・ グループホームにおける食材料料費等の適切な管理の徹底、外部の目を定期的にに入れる取組
- ・ 居宅介護及び重度訪問介護の国庫負担基準について、介護保険対象者の区分の追加や単位の見直しを実施
- ・ 高次脳機能障害を有する者への支援に対する評価
- ・ 相談支援における医療等の多機関連携のための各種加算の拡充
- ・ 強度行動障害を有する児者を支援する「中核的人材」の配置や「集中的支援」について評価

2. 医療と福祉の連携の推進

- ・ 医療的ケアが必要な者への喀痰吸引や入浴支援等の促進
- ・ 福祉型短期入所サービスにおける医療的ケア児者の受入れを促進
- ・ 入院中に特別なコミュニケーション支援を行うための重度訪問介護の利用について、障害支援区分4及び5の利用者も対象に追加
- ・ 感染症発生時に備えた医療機関との連携強化

3. 精神障害者の地域生活の包括的な支援

- ・ 多職種による包括的支援を中心とした、回復期の入院患者に対する医療や入退院の支援等を含めた医療提供体制の評価

※ 診療報酬改定については、中医協において議論

II 社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応

1. 障害児に対する専門的で質の高い支援体制の構築

- ・ 児童発達支援センターの機能強化
- ・ 児童発達支援・放課後等デイサービスにおける総合的な支援の推進、時間区分創設、関係機関との連携強化
- ・ 支援ニーズの高い児への支援や家族支援の評価拡充
- ・ インクルージョンの取組や保育所等訪問支援の評価拡充
- ・ 障害児入所施設の家庭的な環境確保や移行支援の充実

2. 障害者の多様なニーズに応じた就労の促進

- ・ 就労継続支援A型の生産活動収支の改善等を評価
- ・ 就労継続支援B型における平均工賃月額の上昇を評価
- ・ 就労選択支援の円滑な実施のための人員配置基準等の設定

III 持続可能で質の高い障害福祉サービス等の実現のための報酬等の見直し

- ・ 処遇改善加算の一本化。必要な水準とあわせ、処遇改善に構造的につながる仕組みを構築
- ・ 障害者支援施設における見守り機器導入による加算要件の緩和
- ・ 事業者が提出する各種様式等の簡素化・標準化
- ・ 経営実態調査を踏まえた経営状況やサービスの質に応じた評価を行うための基本報酬の見直し
- ・ 生活介護の基本報酬設定にサービス提供時間毎の区分を追加
- ・ 補足給付の基準費用額について経営実態調査等の結果を踏まえた見直し